

12 障害児のためのサービス

障害児については、福祉型又は医療型による入所支援や、児童発達支援等の通所支援によるサービスが提供されています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
福祉型障害児入所施設 身 知 精 難	18歳未満の障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設です。	所得に着目した負担(所得に応じた月額上限額の設定。ただし、サービス利用料が少なく1割の定率負担のほうが低い場合には1割の定率負担。)、このほかに食費・光熱水費などの実費(負担軽減あり)	指定施設 指定医療機関 ※事前に県こども家庭センター(児童相談所)の支給決定を受けることが必要です。
医療型障害児入所施設、指定発達支援医療機関(肢体不自由児・重症心身障害児) 身 知 精 難	18歳未満の障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設です。		
児童発達支援 身 知 精 難	18歳未満の障害のある児童を児童発達センターその他の事業所等に通わせて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行います。		指定事業者 ※事前に市町の支給決定を受けることが必要です。
医療型児童発達支援 身	18歳未満の上肢、下肢又は体幹の機能に障害のある児童を医療型児童発達支援センターに通わせて、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行います。		
放課後等デイサービス 身 知 精 難	学校(幼稚園、大学を除く。)に就学している障害のある児童を、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の事業所等に通わせて、生活能力の向上のための必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。		
居宅訪問型児童発達支援 身 知 精 難	重症心身障害児などの重度の障害児に対して、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のための訓練その他の便宜の供与を行います。		
保育所等訪問支援 身 知 精 難	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活への適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。		